第二の二中「このため、経済危機対応」を「さらに、経済危機対応」に改め、「向けた雇用対策を」の下に「引き続き」を加え、「求職者支援制度として創設・恒久化された場合には、その」を「第百七十七回通常国会において関係法が成立した求職者支援制度の」に、「さらに、昨今の」を「これに加えて、昨今の」に改め、「ためには」の下に「、『日本はひとつ』しごと協議会」を始めとして」を加える。

第三中二を三とし、一を二とし、第三に次の一を加える。

一　東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施

東日本大震災等により、東北地方の沿岸部を中心に、インフラのほか事業所や住居に壊滅的な被害が生じており、多くの者が職に就けない状況にある。

こうした事態に対し、平成二十三年度補正予算等を踏まえ、雇用保険の給付や雇用調整助成金の活用により生活及び雇用の安定を図るとともに、復旧事業等による雇用創出や、被災者や地元の意向を十分踏まえた上での被災地以外の地域での就労支援を行うなど、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」により、確実な就労支援・雇用創出に取り組む。

(一)　復旧事業等による確実な雇用創出

ア　重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業の拡充

被災者の雇用を確保するため、重点分野雇用創造事業を拡充しており、「震災対応事業」として、都道府県若しくは市町村による直接雇用又は企業若しくはＮＰＯ等への委託による雇用により、被災者の雇用機会を創出する。

イ　地元優先雇用への取組

当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進するとともに、復旧事業等の求人を公共職業安定所に提出するよう民間事業者に求める。さらに、被災者を対象にした雇入れ助成金（被災者雇用開発助成金）やトライアル雇用により、地元の被災者を紹介する地元優先雇用への取組を行う。

(二)　被災者の新たな就職に向けた支援

ア　被災者と仕事とのマッチング体制の構築（『日本はひとつ』ハローワーク・プロジェクト）

増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を確実に被災者の就労につなげていくためには、地方自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に行う必要がある。

このため、各都道府県労働局が中心となり、地方自治体、国の出先機関、関係団体等を構成員とする『日本はひとつ』しごと協議会」を被災地に設置し、復旧事業の受注企業等の情報収集や取りまとめ、被災者や被災地企業・資材の優先的な雇用・活用、復旧事業求人の公共職業安定所への提出等を地域レベルで合意し、推進する。

また、「『日本はひとつ』ハローワーク」として公共職業安定所の機能を拡大し、様々な機関とのネットワークの構築、避難所へのきめ細かな出張相談、農林漁業者・自営業者に対する支援、機動的に拡充・実施される職業訓練の効果的なマッチング等を推進する。

これに加えて、被災地から避難する者に対し、公共職業安定所の全国ネットワークを活用し、求人・求職の効果的なマッチングを図る体制を整備する必要がある。このため、被災地以外の都道府県にも『日本はひとつ』しごと協議会」を設置するとともに、公共職業安定所の機能を拡大し、関係機関が連携しながら被災者の生活支援を行う。

イ　被災者雇用開発助成金の創設

被災離職者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給する被災者雇用開発助成金を創設したことから、これを活用し、被災離職者等の雇用の促進を図る。

ウ　職業訓練の拡充等

被災地域の離職者等に対する建設関連分野の職業訓練を始めとした公共職業訓練を拡充する。また、被災により離職した者について、訓練期間中の生活支援としての給付を支給するとともに、被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除する。さらに、職業訓練の早期再開を図るため、被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練校の復旧を推進する。

エ　復旧工事災害防止対策の徹底

がれき撤去作業現場での安全衛生対策を確認・指導する安全パトロールを実施するとともに、労働者等の粉じん障害防止のため、防じんマスクの配布等を行う。

また、安全衛生に関する専門的支援の拠点を設け、事業所における安全衛生教育の実施や、安全衛生計画の作成への支援を行うとともに、建設事業者等による「震災復旧・復興工事安全推進本部」を設置し、官民が一体となって工事の進捗状況や被災地の実情に応じた労働災害防止対策を徹底する。

オ　避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓

公共職業安定所による避難所におけるきめ細かな出張職業相談を実施する。障害者の就労ニーズを把握した場合には、地域障害者職業センターが訪問相談を実施する。また、出張相談や就職説明会の実施に当たっては、民間の職業紹介会社等からの参加希望も踏まえ、官民が連携して取り組む。

さらに、求人開拓推進員を増員し、被災者を積極的に受け入れる社宅付き求人等の開拓を行うとともに、就職面接会を開催し、被災者の新たな就職を支援する。その際には、障害者や母子家庭の母などに配慮する。

これらに併せて、被災地内外の住居や生活に関するきめ細かい情報提供・相談等の支援を行う。

カ　広域に就職活動を行う者への支援

公共職業安定所を活用し、広域で就職活動や就職に伴う転居を行う場合に、広域求職活動費や移転費を支給することにより、被災者等の地元以外での就職を支援する。

キ　被災地における新規学卒者等への就職支援

新卒者の内定取消しの防止等のために、厚生労働大臣及び文部科学大臣の連名により、主要経済団体等に対して、採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるようにするなどの要請を実施するとともに、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置しており、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施する。

また、震災の影響により、就職が決まらず卒業した者を支援するため、被災地に居住する卒業後三年以内の既卒者を雇用する事業主に対する奨励金を拡充したことから、これを活用するなどして、公共職業安定所の全国ネットワークによる被災者向けの求人確保に取り組む。

さらに、公共職業安定所等が中心となり、被災した学生に交通費や宿泊費が生じない形での被災学生等支援就職面接会の開催や、ジョブサポーターの増員によるマッチングの支援、被災した学生等のための専用求人（住居の提供が可能な求人、面接旅費等を支給する求人、労働条件が良好な求人）の開拓、居住地以外での就職を希望する場合の各都道府県労働局間の連携による希望求人の提供、学校等における臨床心理士による心理支援、新卒応援ハローワーク等の体制強化等の取組により、被災した学生の就職を強力に支援する。

(三)　被災者の雇用の維持・生活の安定

ア　雇用調整助成金の拡充等

災害救助法適用地域（東京都を除く。以下「被災地域」という。）に所在する事業所の事業主及び当該事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主について、最近三カ月としている生産量等の確認期間を最近一カ月に短縮するなどの特例措置を講じるとともに、津波被害等により書類を紛失した事業所について、手続きの簡素化を講じており、事業主への迅速な支援に取り組む。